

平成24年度からの

介護保険料を

お知らせします



65歳以上の方の場合

平成24年度の介護保険料は、平成23年分の所得（平成23年1月～12月分）が決定する6月に決まります。保険料額は下記の図をご覧ください。

40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決まり、医療保険料と合わせて納めていただきます。

※日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。



介護保険制度は、介護の問題や老後の不安の解消を図るとともに、要介護状態になられた方やそのご家族を社会全体で支える仕組みです。地域住民の皆さん方が住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、適切な介護保険サービスを提供するため、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と、国や県、町からの負担金をもとに日野町が制度の運営を行っています。

●普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方や、65歳に到達されたすぐの方、転入された方などは、納付書や口座振替などにより納めていただきます。この納付の方法を普通徴収と呼びます。

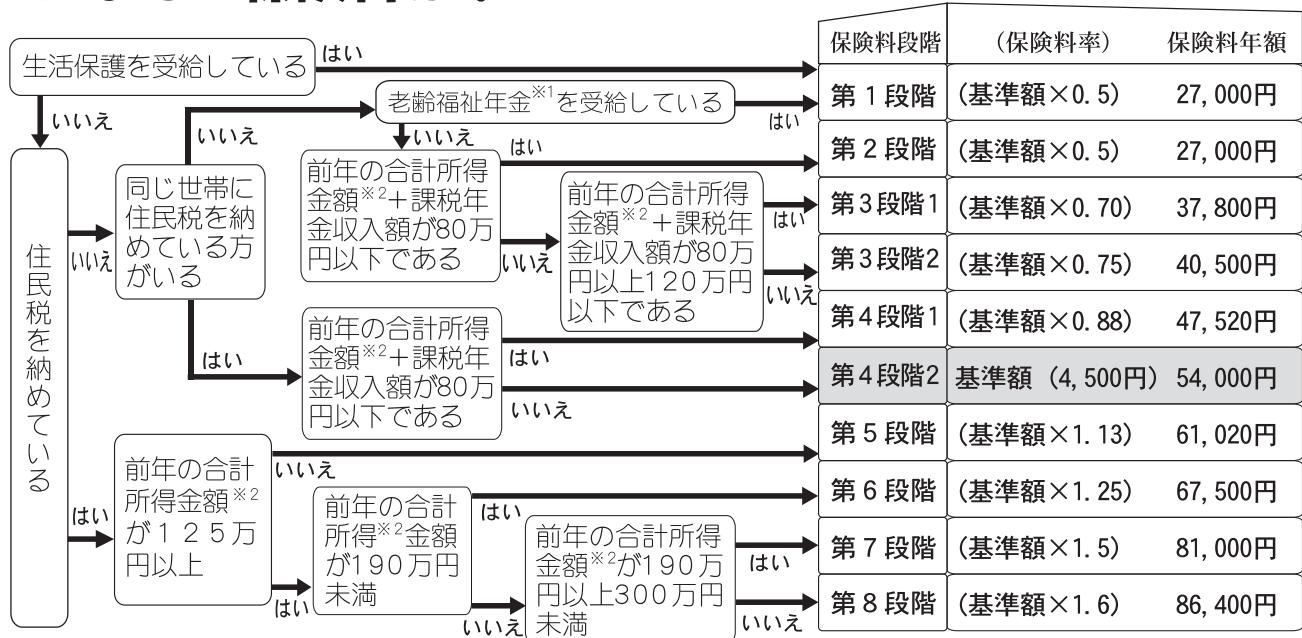
年金受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めています。この納付の方法を特別徴収と呼びます。なお、65歳に到達されすぐの方や転入された方などは、年金からの天引きの手続きが完了するまでの約半年から一年の間は普通徴収となります。また、年金が一時差し止めになつた方や異動があつた方も普通徴収となります。

納付方法

納付の方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

●特別徴収

あなたの保険料は？



※1 老齢福祉年金：明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。

※2 合計所得金額：「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当

☎ ⑤6501

有線⑤7788